

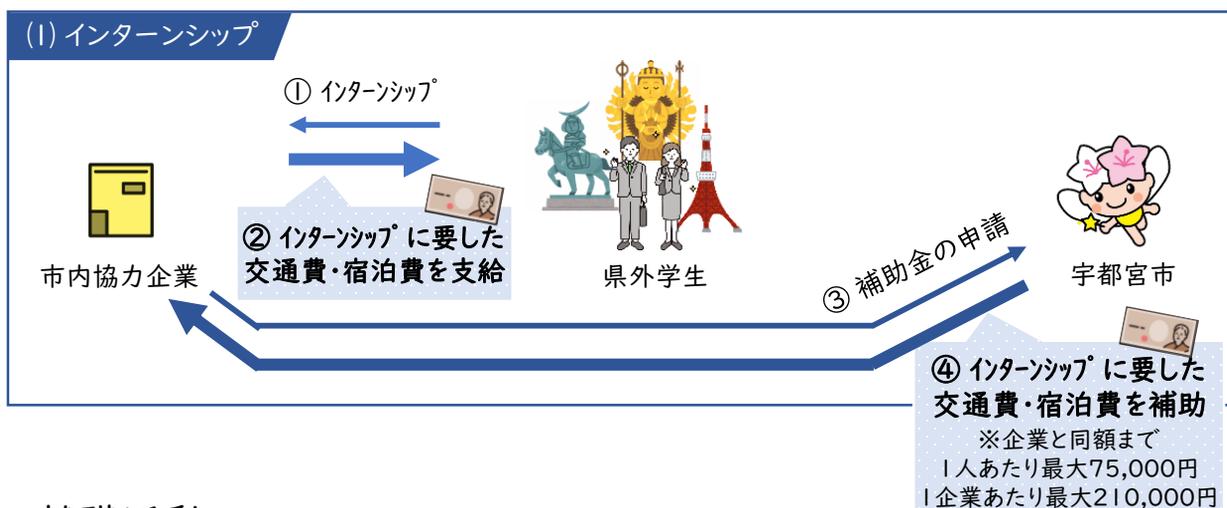


県外のインターンシップ生・就活生に 交通費などを支給する企業を応援します!

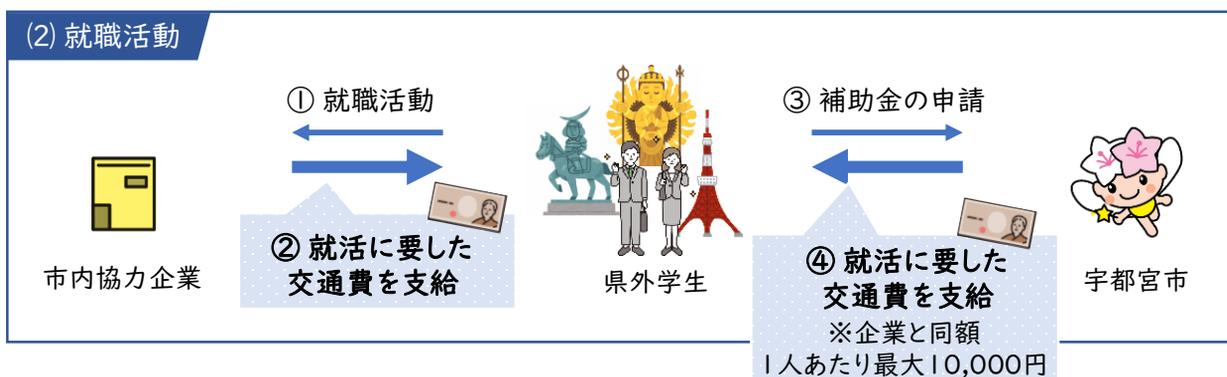
事業概要

「県外の大学生等がインターンシップや就職活動※に要した交通費など」を企業が支給する場合、市がその企業を応援します。 ※卒業・修了年度の6月1日以降に実施する選考試験

- (1) インターンシップに要した費用(交通費・宿泊費)を企業が学生に支給する場合、その支給額の2分の1の額を市から **企業** へ補助



- (2) 就職活動に要した費用(交通費)を企業が学生に支給する場合、その支給額と同額を市から **学生** へ補助



- (3) 企業情報を市HPなどで学生へPR



掲載ページはコチラ/



随時、更新中

制度の詳細はコチラ/



インターンシップ生、就活生を受け入れ前に市へ登録申請が必要です。

補助対象となるインターンシップ

次のすべてを満たすインターンシップ

- ・県外の大学等※に在籍し、かつ県外に在住する大学生等を受け入れること
 - ・市内の事業所等で実施するものであること
 - ・実施期間が実働1日以上であること
 - ・採用選考活動とは一切関係ないことを明確にし、就業体験の提供を目的としたものであること
 - ・受入事業者とインターンシップ実習生が雇用関係にないこと
 - ・労働関係法令が遵守されたものであること
 - ・受入事業者がインターンシップ実習生の参加に要する交通費等の一部又は全部を負担するものであること
- ※大学等…大学, 大学院, 短期大学, 高等専門学校又は専修学校に限る。

補助対象となる就職活動

次のすべてを満たす就職活動

- ・県外の大学等に在籍し、かつ県外に在住する大学生等を受け入れること
- ・市内の事業所等で実施するものであること。
- ・受入事業者が 県外の大学生等の就職活動の参加に要する交通費の一部を負担するものであること。
- ・卒業・修了年度の6月1日以降に県外の大学生等を採用するために実施する選考試験であること

補助対象となる企業

次のすべてを満たす企業

- (1)市内に事業所(本社, 支社, 営業所, 工場等)を有し, 採用予定勤務地が市内にある中小企業者
※中小企業者…中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者, 又は資本金の額又は出資の総額5,000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の医療法人, 社会福祉法人(個人事業者も含む)
- (2)雇用保険法の適用を受けていること
- (3)「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第1項に規定する風俗営業等を行う事業者でないもの
- (4)市税を滞納していない者



＼まずは事前登録を／

宇都宮市 UJIターン人材確保支援補助金



<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/sangyo/koyo/1013049/1014559.html>



こちらもチェック

東京圏の大学生※1であれば、協力企業に限らず、**県内の企業**へ就活して内定を受諾し本市へ移住予定の場合、就活に要した交通費の2分の1(最大5,390円)を補助※2

※1東京都内に本部のある4年制大学に在学し、東京圏(東京都, 埼玉県, 神奈川県, 千葉県)に居住する大学生

※2対象となるのは、卒業年度の6月1日以降の採用面接及び採用試験であり、10月1日以降に内定が出たものに限る。

＼詳しくはコチラ／



宇都宮市 地方就職支援金



<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/sangyo/koyo/1013049/1036485.html>

